

宮城県公立高等学校等専攻科の生徒への修学支援金支給要綱

(目的)

第1 この要綱は、公立高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して、高等学校等専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）を支給することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高等学校等専攻科 公立の高等学校が設置する専攻科の学科のうち、イ又はロの要件を満たすものとする。

イ 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの

なお、ここでいう「大学」とは短期大学を含むこととし、ここでいう「編入学基準を満たす課程」とは、平成28年文部科学省告示第63号又は第64号に定める基準を満たすものとする。

ロ 国家資格者養成課程を有するもの

なお、ここでいう「国家資格」とは、資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には該当資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。

(2) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の生徒の就学に要する経費を負担すべき者であり、生徒に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人及び生徒がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く。以下同じ。）がいる場合は当該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）とする。

なお、高等学校等専攻科に通う生徒については、大多数が在学中に成年年齢に達して父母の親権に服さなくなるが、この場合の「保護者等」の考え方は、成年年齢に達する日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、「当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者」にある「当該他の者」を「成年年齢に達する日以前の日に於いて生徒等の保護者であった者」（生徒等の父母であれば、その両名）を指す者として取り扱うこととする。

(対象者)

第3 専攻科支援金の対象となる者は、県内の公立高等学校等専攻科に在学し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等専攻科を修了していない者
- (3) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないものであって知事が必要と認めるものについては、該当修業年限。）を超えない者。ただし、在学期間は、その初日において高等学校等専攻科に在学していた月を一月として計算することとし、以下の期間は通算しないものとする。

イ 日本国内に住所を有していなかった期間（その初日において日本国内に住所を有していなかった月を一月として計算し、専攻科支援金の支給を受けることのできた月を除く。）

ロ 高等学校等専攻科を休学していた期間（令和2年4月1日以前に高等学校等専攻科を休学していた期間を含む。）

- (4) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、以下の算式により算出された額（以下「算定基準額」という。）（保護者等が2人以上いるなど複数人の算定基準額の合算により判定を行う場合は、それぞれの算定基準額について100円未満の端数を切り捨てて算出した後、それらの算定基準額を合算した額）が以下の区分に該当する者

【算式】市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）^{※1}×6%－調整控除の額^{※2}

※1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項第1号に規定する所得金額等の合計額とする。

※2 政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に4分の3を乗じた額となる。

区分1 保護者等の算定基準額が100円未満である者

区分2 保護者等の算定基準額が51,300円未満である者（区分1に該当する者を除く。）

※ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項各号に掲げる者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は0円とする。

2 前項に規定する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給の対象としない。ただし、災害、疾病、その他のやむを得ない事由があると知事が判断した場合は、この限りではない。また、年度の途中で次の各号のいずれかに該当することとなった場合、(1)については処分を受けた日の属する月の翌月から、(2)及び(3)については翌年度の4月から支給の対象としないこととする。

- (1) 退学及び停学（三か月以上のものに限る。）の処分を受けた者。ただし、停学処分を受けた者であって、3か月未満の期間で復学した者については、処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの支給をしないこととする（処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をしないこととする。）。なお、この場合において、支給期間の進行は停止しない。

- (2) 一の年度における修得単位数が、学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者

(3) 一の年度における出席率が5割以下の者

(支給期間)

第4 専攻科支援金の支給期間は、24月までとする。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないものについては、当該修業年限とする。

(支援金の額)

第5 専攻科支援金の額は、下表の区分に応じ同表の支給限度額を上限として、支給対象高等学校等専攻科の授業料の月額に相当する額（同表の区分2に該当する者にあつては、授業料の月額に相当する額の2分の1の額。以下同じ。）を支給する。ただし、専攻科支援金の額は、授業料の月額に相当する額、つまり学校設置者が有する受給権者の授業料に係る債権（以下「授業料債権」という。）の額となる。したがって、授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除されている場合は、授業料債権そのものが減額又は消滅しているため、授業料減免後の授業料債権の額が専攻科支援金の額となる。専攻科支援金は、あくまで授業料債権が生じていることが確認でき、その弁済に充てるために支給するものに限る。

<専攻科支援金の支給限度額（月額）>

区分	算定基準額の合算額	支給限度額
区分1	100円未満	9,900円
区分2	100円以上51,300円未満	4,950円 (区分1の1/2)

(受給資格の認定)

第6 専攻科支援金の支給を受けようとするときは、様式第1号（保護者等の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額等を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付する場合）又は様式第1号の2（保護者等の個人番号カードの写し等を添付する場合）による受給資格認定申請書を、在学する高等学校等の長（市町村立高等学校等に在学する者にあつては、市町村長。以下「学校長等」という。）を経て知事に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 知事は、前項の認定をしたときは様式第2号により、認定をしなかったときは様式第3号により、それぞれ申請者に対し通知しなければならない。

(支給方法)

第7 知事は、第6第1項の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に対し、専攻科支援金を支給する。

2 専攻科支援金の支給は、受給権者が第6第1項の認定の申請をした日（以下「申請日」という。）

の属する月（受給権者がその月の初日において在学していないときは、その翌月。ただし、月の初日以外に入学した場合において、宮城県立高等学校学則（昭和25年宮城県教育委員会規則第33号）第5条第2項の例によるときは当該月）から開始し、専攻科支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終了する。

- 3 受給権者がやむを得ない理由により第6第1項の認定の申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内に申請をしたときは、やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。

（代理受領等）

第8 学校設置者は、その設置する高等学校等専攻科に在学する受給権者に支給すべき専攻科支援金を代理受領し、当該受給権者の授業料等に係る債権の弁済に充てるものとする。この場合においては、当該受給権者に対し、専攻科支援金の支給があったものとみなす。ただし、本人の申出等により直接支給その他の方法によることとした場合はこの限りではない。

- 2 代理受領の場合にあつては、学校設置者は、当該受給権者から委任を受けるものとする。

（支給事由消滅の通知及び届出）

第9 知事は、専攻科支援金の支給事由が消滅したときは、様式第4号により受給権者に通知しなければならない。ただし、消滅した事由が卒業又は修了による場合は除くものとする。

（支給額の通知）

第10 知事は、第6第1項の認定を行い、最初の専攻科支援金を支給するときは、様式第5号による支給の額の通知を、各年度の7月から当該年度の翌年度の6月までの間における最初の専攻科支援金を支給するときは、様式第6号による支給の額の通知をそれぞれ受給者に通知しなければならない。

（支給の停止等）

第11 知事は、受給権者が在学する高等学校等を休学した場合において、受給権者が申し出たときは、専攻科支援金の支給を停止する。

- 2 前項の申出は、受給権者が様式第7号による支給停止申出書を学校長等を経て知事に提出することによって行うものとする。
- 3 第1項の申出をした受給権者が、同項に規定する場合に該当しなくなったときは、様式第8号による支給再開申出書に収入状況届出書等を添付して、学校長等を経て知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、第1項の申出により支給を停止したとき又は前項の規定により支給を再開したときは、その旨を当該申出を行った受給権者に対し、様式第9号による支給停止通知又は様式第10号による支給再開通知を行わなければならない。
- 5 第1項の申出により支給を停止する期間は、申出書を提出した日の属する月の翌月（申出をした

日が月の初日である場合は当該月。)から第3項の申出をした日の属する月(申出書を提出した日が月の初日である場合は、その日の属する月の前月。)までとする。

6 前項の期間は、第3第1項第3号及び第4号の期間の計算から除くものとする。

(収入状況の届出等)

第12 受給権者(第11第1項の規定により専攻科支援金の支給が停止されている者を除く。以下第12において同じ。)は、毎年度、7月末までに収入状況届出書等を学校長等を経て知事に提出しなければならない。ただし、この要綱により既に保護者等の個人カードの写し等を提出している場合にあつては、この限りではない。

2 前項の規定に関わらず、受給権者は、当該受給権者の保護者等について変更があつたときは、収入状況届出書等を速やかに学校長等を経て知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の規定による届出があつた場合において、当該届出を行った者が所得制限に該当するときは、第9第1項によりその者に対して通知しなければならない。

4 受給権者は、氏名を変更したときは、その旨を学校長等を経て知事に届け出なければならない。

(支給の一時差し止め)

第13 知事は、受給権者が、正当な理由がなく第12の規定による届出をしないときは、専攻科支援金の支給を一時差し止めることができる。

2 前項の専攻科支援金の支給を一時差し止める場合は、当該受給権者に対して、様式第11号による支給一時差し止めの通知を行わなければならない。

(給付実績証明書)

第14 知事は、受給権者又は受給権者であつた者から様式第12号による給付実績証明の請求があつた場合には、様式第13号により支給実績証明書を発行しなければならない。

(補足)

第15 この要綱に定めるもののほか、専攻科支援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。